平成２９年（フ）第２４３号
群馬県高崎市飯塚町1316番地４　コロールプラタＮ203号
債務者　中野　広志
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２４５号
群馬県高崎市下小鳥町38番地２　ドルフィンユーワイ２－Ｅ号
債務者　風間　清志
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３９１号
静岡県伊東市川奈810番地の２
債務者　小林千枝子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
静岡県沼津市花園町８番地の10　第１セダーマンション205号
債務者　水口　正則
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４２８号
静岡県沼津市今沢194番地の１
債務者　松井みゆき
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1177番地の１　ＥｘｉａⅢ105号
債務者　桜井えりな
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４４５号
静岡県御殿場市二の岡１丁目７番22号　フォーブル二の岡Ａ101
債務者　苗長美こと　ＭＩＡＯ　ＣＨＡＮＧＭＥＩ
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５３９２号
大阪市東淀川区西淡路１丁目１番９－205号
債務者　ＳＨＯＵＥＩ内装こと　北村　祐子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４２０号
大阪府高槻市大畑町21番１－434号
債務者　山内　　薫
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４４４号
大阪府豊中市上新田１丁目28番28―502号
債務者　渡部ベーカリーこと　渡部　弘一
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９３号
大阪市住吉区東粉浜３丁目22番９号　西尾第一ビル　302号、前住所大阪市住吉区大領３丁目１番41号
債務者　前　　美香
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８６号
大阪市住吉区南住吉３丁目10番37号グラン・アム　401号
債務者　小林　尚美
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０４号
大阪市東淀川区菅原１丁目13番14号米虫ハイツ　105号
債務者　名取　好正
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０６号
大阪市天王寺区上本町６丁目８番18―707号
債務者　相川　佳世（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６１１号
大阪府東大阪市神田町３番27号　グレイスマンション　304、前住所大阪府東大阪市下六万寺町３丁目１番13号　コウシンロフト401号
債務者　上村　康之
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７８号
北海道帯広市柏林台西町３丁目１番地　柏林台西町団地965号
債務者　立川　正夫
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
北海道帯広市柏林台西町３丁目１番地　柏林台西町団地965号
債務者　立川　正美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係